

関東甲信越ブロック若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーンについて
～「この話、いいかも!」と思ったあなた、いいカモです～

関東甲信越地区の都県・政令指定都市の消費生活センター及び国民生活センターでは、悪質商法による若者の消費者被害の未然防止・早期発見を図るため、毎年1月から3月を「若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーン」期間と定めています。

茨城県消費生活センターでは、県内市町村と連携して啓発活動を実施してまいりますので、当活動の周知について御協力をいただきますようお願いいたします。

実施期間：令和6年1月から3月まで

参加機関：1都9県6政令指定都市の消費生活センター及び国民生活センター
(茨城県、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、新潟県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市、新潟市)

1 共同キャンペーンへの参加機関共通の取り組み**・特別電話相談「若者トラブル110番」の実施**

各参加機関において、特別電話相談「若者トラブル110番」を実施します。
若者本人だけでなく、家族による相談も受け付けて、被害の未然防止を図ります。
(「茨城県内における若者(29歳以下)の苦情相談状況」は、別紙資料を参照。)

日時 **令和6年1月9日(火)・1月10日(水) 午前9時から午後5時まで**
(上記期間は茨城県の場合)

電話番号 **029-225-6445**

※なお、この期間以外にも随時ご相談をお受けしております。

・ポスターの掲示

キャンペーン期間中、高校・特別支援学校・大学・各種専門学校・路線バス会社・郵便局・自動車教習所・図書館等にポスターを配布し、若者へ悪質商法への注意喚起と相談窓口の周知を図ります。

【若者被害防止キャンペーンポスター】

**・リーフレットの配布**

高校及び特別支援学校(卒業年次生徒全員)・看護学校等に、若者向けの悪質商法の手口とその啓発ポイントを解説したリーフレットを配布します。

【若者被害防止キャンペーンリーフレット】
〈表面〉

〈中面〉



2 茨城県消費生活センター独自の取り組み

・パネル展

場所 県庁25階展望ロビー（南側）

期間 令和6年1月5日（金曜日）午後3時から令和6年1月18日（木曜日）午後2時まで

・ホームページやSNS等での啓発

就職や進学など、生活環境が変わる時期を迎える若者は、社会経験の少なさから、悪質商法などの消費者被害に遭いやすいため、複雑・多様化した消費者トラブルについてホームページやSNS等に掲載し注意喚起します。

ポスター・リーフレットに掲載のQRコードから、茨城県消費生活センターHP「いばらき消費生活なび」特設ページへ誘導し、身近にある悪質商法の事例や解決のためのアドバイス等を紹介します。

若者の消費生活相談の特徴

- ・ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）をきっかけとしたトラブル
- ・ 本人が被害の重大さを自覚していない
- ・ 「親に知られたくない」などと周囲への相談を躊躇する傾向がある
- ・ 困ったらまずネットで検索

★「あれ、おかしいな?」と感じたら、「当てはまる!」と思ったら消費生活センターに相談しましょう。

★電話相談は、県消費生活センター「029-225-6445」の他、消費者ホットライン「(局番なし) 188」にご連絡いただければ、お近くの市町村消費生活センター等につながります。

3 県内市町村消費生活センターの取り組み

成人式典での啓発リーフレット等の配布、出前講座や広報誌・ホームページによる啓発などを実施します。

各市町村の実施計画は別紙「令和5年度若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーン実施計画(市町村)」を参照ください。

【本件に関するお問合せ先】

茨城県消費生活センター

広報・統計担当：鈴木

TEL：029-224-4722 FAX：029-226-9156

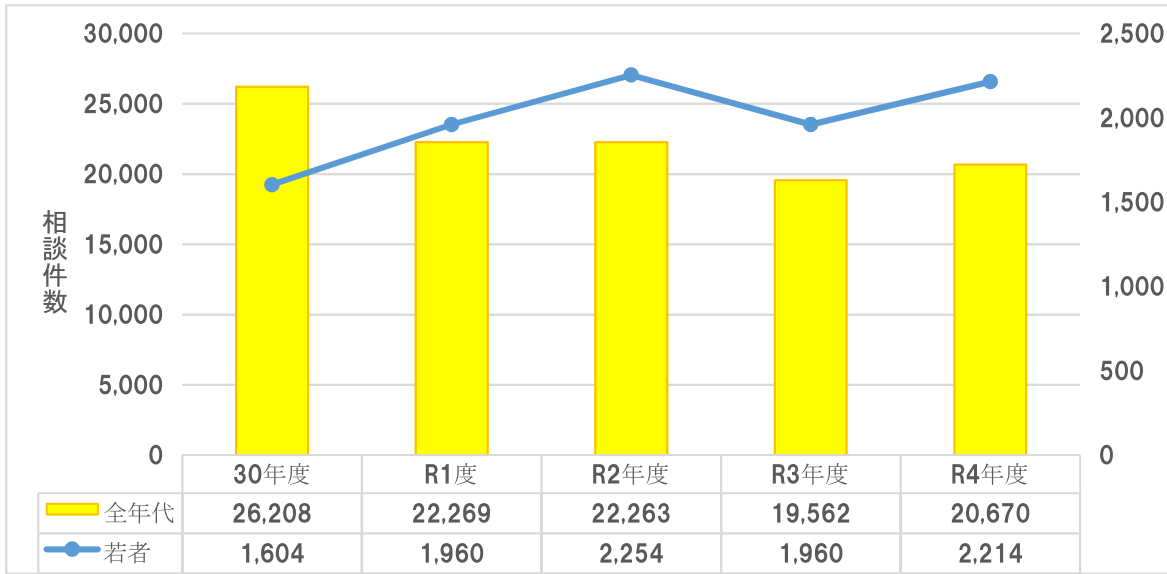
【別紙 資料】

茨城県内における若者（29歳以下）の苦情相談状況

県内の消費生活相談窓口における苦情相談件数（契約当事者）

		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
全年代	合計	26,208		22,269		22,263		19,562		20,670	
若者	20歳未満	377	1.4%	491	2.2%	587	2.6%	435	2.2%	503	2.4%
	20歳代	1,227	4.7%	1,469	6.6%	1,667	7.5%	1,525	7.8%	1,711	8.3%
	合計	1,604	6.1%	1,960	8.8%	2,254	10.1%	1,960	10.0%	2,214	10.7%

割合は小数点第二位を四捨五入して計算。



※苦情相談件数は、県及び44市町村における問い合わせ及び要望を除く件数を計上。

若者（29歳以下）の苦情相談に係る主な商品とサービスの相談件数（令和4年度）

順位	商品・サービス名	件数	相談内容
1	商品一般	159	商品を特定できない不審な電話、架空請求メール等
2	インターネットゲーム	120	オンラインゲーム、ネットカジノ等に関するトラブル
2	他の内職・副業	120	アフィリエイト内職、転売ビジネス等に関するトラブル
4	エステティックサービス	116	美顔・痩身・脱毛エステ等に関するトラブル
5	フリーローン・サラ金	87	多重債務やヤミ金融に関するトラブル等
6	四輪自動車	79	購入した中古車の不具合、解約料等のトラブル
6	不動産貸借	79	アパートの解約料、室内クリーニング費用等に関するトラブル
8	異性交際関連サービス	65	テレクラ、ファッションマッサージ、街コン等に関するトラブル
9	他の健康食品	59	健康食品、ダイエットサプリメント等
10	他の化粧品	50	除毛剤、脱毛ワックス、洗顔フォーム、ボディークリーム等

※表の数値はPIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム。県及び44市町村に設置）に登録された令和5年12月20日現在のデータを基に計上したもの。

【別紙】

令和5年度若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーン 実施計画(市町村)

茨城県消費生活センター
2023年11月末時点

市町村	連絡先	主な取り組み	成人式典 等配布	広報誌	回覧版	出前講座	SNS 等	HP	配架
水戸市	市民生活課 029-232-9151	【出前講座】1/17好文カレッジ(若者の見守りについて) 1/24(小学生と保護者向け) 1月18日茨城放送「夕刊ホットボイス」にて啓発。		○		○			
日立市	女性若者支援課 消費生活センター 0294-26-0069	「二十歳の祝い」招待状(11月発送)に購入啓発リーフレットを同梱。 中学生向け消費生活ハンドブックを配布。	○	○					
土浦市	消費生活センター 029-823-3928	毎月、新成人に向けてパンフレットを配布。 市役所デジタルサイネージによる啓発。	○						
古河市	商工観光課 0280-22-5111	成人式で啓発リーフレット及び啓発グッズを配布	○	○					
石岡市	コミュニティ推進課 0299-23-7304	新成人への啓発チラシの配布。 庁舎等に啓発ポスターの掲示。	○						
結城市	商工観光課 0296-34-0421	「はたちのつどい」式典出席者へ啓発リーフレット及びノベルティを配布	○	○					
龍ヶ崎市	商工観光課 0297-64-1111	成人式典にて共同キャンペーンリーフレットを配布。 市公式ホームページ及び市公式ツイッターで啓発。 庁内に啓発ポスターを掲示。 市内高校に市購入のリーフレットを配布。	○	○				○	
下妻市	商工観光課 0296-45-8993	「はたちの集い」にて啓発リーフレットを配布。 市消費生活センターホームページによる啓発予定。	○	○				○	
常総市	商工観光課 0297-23-9088	成人式の出席者に啓発チラシを配布。 リーフレット配布による啓発。	○	○					
常陸太田市	市民協働推進課 0294-72-3111	成人式典で啓発リーフレットの配布。中学生に向けた出前講座の実施予定。	○	○		○			
高萩市	観光商工課 0293-23-7316	「はたちのつどい」で啓発品配布による注意喚起。	○	○					
北茨城市	商工観光課 0293-43-1111	「はたちの集い」式典参加者に啓発リーフレット及び啓発グッズを持込配布。	○	○				○	
笠間市	市民活動課 0296-77-1101	「二十歳の集い」参加者に啓発リーフレットを配布。 市内高等学校(1~2年生)にて出前講座を実施し、啓発リーフレットを配布。 市のホームページによる啓発。	○	○	○	○	○		
取手市	産業振興課 消費生活センター 0297-74-2141	「はたちのつどい」の配布物は担当課より事前郵送。啓発リーフレットを同梱。 ホームページの若者向け掲載欄をブラッシュアップ予定。 メールマガジンの配信。	○	○				○	
牛久市	商工観光課 029-873-2111	「二十歳のつどい」会場にて啓発リーフレットを配布。 コミュニティFM放送による啓発。	○	○					
つくば市	市民部 消費生活センター 029-861-1329	「つくば市大人の集い」参加者へ啓発リーフレット・啓発チラシを配布。 庁舎窓口にリーフレット等を配架。市ホームページによる啓発。	○	○				○	○
ひたちなか市	女性生活課 029-273-0111	成人式典で啓発資料を配布。 市内の高校及び特別支援学校にて講演会を実施。 (1/10那珂湊高校、2/5勝田特別支援学校)	○	○		○			
鹿嶋市	地域づくり推進課内 消費生活センター 0299-85-1320	「二十歳のつどい」参加者用資料として、県及び市作成の啓発リーフレットを配布。 1/24コミュニティFM放送による啓発。市HPによる啓発。	○	○				○	
潮来市	観光商工課 0299-63-1111	成人式典にて啓発リーフレット及び国民生活センター発行冊子を配布予定	○						
守谷市	経済課 0297-45-1111	若者の相談事例と対処法を広報誌に掲載		○					
常陸大宮市	商工観光課 0295-52-1111	成人式典にてリーフレットの配布。 広報紙・HPに同様の啓発記事を掲載。	○	○				○	
那珂市	秘書広聴課市民相談室 消費生活センター 029-298-1111	「二十歳の集い」参加者にリーフレット・啓発グッズを配布。 詐欺被害防止などが掲載された回覧板を使用した啓発【通年】 出前講座【随時】	○	○	○	○			

【別紙】

市町村	連絡先	主な取り組み	成人式典 等配布	広報誌	回覧版	出前講座	SNS等	HP	配架
筑西市	商工振興課 0296-54-7011	成人式典で啓発リーフレットを配布	○						
坂東市	商工観光課 0297-20-8666	若者向けの被害事例等を掲載したパンフレットを全戸配布 啓発ポスターの掲示と啓発リーフレットを配架。			○				○
稲敷市	産業振興課 029-892-2000	成人式典に参加した新成人に啓発チラシ・啓発物品を配布。 市内小中学生に啓発チラシを配布。庁舎内に啓発チラシ等を配架。	○	○					○
かすみがうら市	地域コミュニティ課 029-897-1111	成人式参加者に啓発リーフレット・啓発グッズを配布。 消費生活センター通信に記事を掲載し、全戸配布。	○	○	○				
桜川市	生活環境課 0296-75-3111	「はたちの集い」の参加者に啓発リーフレット及び啓発品の配布。 市内小中学生(義務教育学生)に啓発リーフレットを配布。 「くらしのかかわら版」に記事を掲載し、全戸配布。市HPによる啓発。 コミュニティビジョンを利用した啓発。パネル展による啓発。	○	○	○			○	
神栖市	企業港湾商工観光課 消費生活センター 0299-90-1105	成人式で啓発リーフレット及び啓発ポーチを配布。 市内高校3年生に「くらしの豆知識2023年版」を配布。	○	○					
行方市	商工観光課 0291-35-2111	成人式会場にて啓発チラシを配布予定。 なめがたエリアテレビによる啓発予定。	○	○					
銚田市	商工観光課 0291-36-7655	「二十歳のつどい」にて啓発資料を配布予定	○	○					
つくばみらい市	産業経済課 0297-58-2111	「二十歳の集い」で啓発リーフレット2種を配布。 市消費生活センターHPによる啓発。	○	○				○	
小美玉市	商工観光課 0299-48-1111	成人式典で啓発チラシを配布	○						
茨城町	秘書広聴課 029-291-8802	「二十歳のつどい」式典で啓発リーフレットを配架予定。 広報誌2回掲載予定。	○	○					
大洗町	生活環境課 029-267-5154	成人式典で啓発リーフレット及び「くらしの豆知識」を配布	○	○					
城里町	まちづくり戦略課 029-288-3111	「はたちの集い」で県リーフレット及び町購入リーフレットを配布	○	○					
東海村	産業政策課 029-282-1711	村内高校へ購入啓発リーフレットを配布			○				
大子町	観光商工課 0295-72-1138	成人式典で冊子及びグッズを配布。 コミュニティ放送による啓発。 大子町ホームページ及び公式アプリによる啓発。	○	○				○	
美浦村	経済課 消費生活センター 029-885-7141	「はたちのつどい」で啓発リーフレット等を記念品と同梱して配布。 4ヵ月検診で啓発冊子、啓発資料及び啓発物品を配布。	○	○					
阿見町	商工観光課 029-888-1111	新成人に啓発パンフレット等を配布	○	○					
河内町	まちづくり推進課 0297-84-6976	成人式典で啓発リーフレットを配布	○						
八千代町	産業振興課 0296-49-3943	成人式参加者に啓発リーフレットを配布	○						
五霞町	生活安全課 0280-84-3618	「はたちの集い」で啓発リーフレット・啓発品を配布	○	○					
境町	まちづくり推進課 0280-81-1314	庁舎内パンフレットコーナーや町関連施設にチラシを配架。							○
利根町	まち未来創造課 0297-68-2211	「はたちのつどい」で啓発リーフレットを配布予定。広報誌3回掲載予定。 庁舎ホールにポスターの掲示、啓発リーフレットの配架を予定。	○	○					○

「この話、いいかも！」と 思ったあなた、 いいかもです。



BOKU KAMOKAMO...
©YUKI ISHII



悪質商法かなと思ったら、すぐ相談!

消費者ホットライン
☎188

茨城県消費生活センター
☎029-225-6445
いばらき消費生活ナビ

検索 @Ibaraki_CAN



契約解除

訪問販売・マルチ商法などの契約解除には、「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。電子メール等の電子媒体で通知することもできます。その場合は、送信メールか画面のスクリーンショットを保存しておきましょう。

■クーリング・オフの手続きの手順 (ハガキの場合)

- 1 契約書面を受け取った日を含めて8日または20日以内に、書面で通知します。
- 2 ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。
- 3 ハガキは「特定記録郵便」または「簡易書留」で送ります。
- 4 支払ったお金は、全額返金を要求できます。商品の引き取り費用は事業者負担です。

■ハガキの書き方の例

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇〇年〇月〇日
 商品名 〇〇〇〇
 契約金額 〇〇〇〇〇〇円
 販売会社 株式会社 ××××□□営業所
 担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇〇〇円を返金し、
 商品を引き取ってください。

令和〇〇年〇月〇日
 茨城県〇市〇町〇丁目〇番〇号
 氏名 〇〇〇〇

■クーリング・オフができる期間は下記のとおりです。

<ul style="list-style-type: none"> ●訪問販売 (キャッチセールス、アポイントメントセールス等) ●特定継続的役務提供 (エステティックサロン・語学教室等) ●電話勧誘販売 ●訪問購入 (いわゆる訪問買取) <p style="text-align: center; font-size: 2em;">8日間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●業務提供誘引販売取引 (サイドビジネス商法等) ●連鎖販売取引 (マルチ商法) <p style="text-align: center; font-size: 2em;">20日間</p>
--	--

◆通信販売は、原則クーリング・オフができません。◆消耗品 (化粧品・健康食品) で使用した分は、原則クーリング・オフができません。
 クーリング・オフの適用には条件があるので、詳しくは消費生活センターに相談してください。

困ったときは、最寄りの**消費生活センター**にご相談ください。

消費者ホットライン

局番なし **188**

最寄りの消費生活相談窓口につながります

相談できる曜日・時間帯は、お住まいの地域の相談窓口によって異なります。

茨城県消費生活センター

(土曜日・祝日、年末年始はお休みです)

〒310-0802 茨城県水戸市柵町1-3-1 水戸合同庁舎内

消費生活相談 受付時間 月～金曜日:午前9時～午後5時
 日曜日:午前9時～午後4時 (電話相談のみ)

029-225-6445

消費生活センターってどんなところ?

消費生活センターでは、商品を購入したり、サービスを利用した際の販売方法・契約・品質・価格など、消費者と事業者間のトラブルに関し、専門の消費生活相談員が、解決のための助言、あっせん、情報提供などを行っています。

これまで、仕方がないと解決をあきらめていたトラブルはありませんか?
 困ったときはひとりで悩まず、すぐに相談してください。

「この話、いいかも!」と思ったあなた、いいカモです。



関東甲信越ブロック 若者悪質商法被害防止キャンペーン

消費者ホットライン 188

最寄りの消費生活相談窓口につながります

相談できる曜日・時間帯は、お住まいの地域の相談窓口によって異なります。

茨城県消費生活センター いばらき消費生活ナビ 検索

029-225-6445 @Ibaraki_CAN

ウマイ話には裏があるかも…!



困ったら、一人で悩まず **すぐ相談!**

■マルチ商法

販売組織の会員になって商品を販売すれば、紹介料がもらえる商法。商品購入後、「人を紹介すれば収入が得られる」と告げられるマルチまがい商法もあります。



ウマイ話はない!

カモにならないために…

- 「簡単にもうかる」といったウマイ話は信じない!
- 友達から誘われても、きっぱりと断る!

こんな目にあってしまうかも…

- 実際は全くもうからず、商品等を購入するためのローン(借金)だけが残ることも!
- 知人・友人を勧誘するしくみのため、今度はあなた自身が加害者に…

■美容に関するトラブル

SNS広告等を見て、安いと思い店舗に行ったところ、高額な美容関連のコースを勧誘される等のトラブルが多く見られます。



ちゃんと確認して!

カモにならないために…

- 「今日決めるなら割引」などの勧誘に、あわててその場で契約せず、持ち帰って慎重に判断する。
- 必ず契約時に申込書面の内容(施術期間、回数、契約額)と支払方法(特に分割払の総額)を確認する。
- 契約前に身体へのリスクや安全性について説明を求め、検討する。

■アポイントメントセールス

販売の目的を隠して店舗等に呼び出し、契約を結ばせる商法。



カモにならないために…

- 「あなただけ特別!」と勧誘されても、その場の雰囲気や契約を結ばない!
- 悪質事業者が友達を装っている場合があるので、SNSで知り合った人と会う時は慎重に。

こんな手口にも注意!

就職活動のアンケートに答えると、後から「**無料セミナーを受けないか**」と呼び出され、セミナー終了後、就職活動向けの高額な講座を強引に契約させられる。

■定期購入に関するトラブル

SNS広告等を見て、通常より安く「お試し」で購入したところ、実は定期購入が条件だったというトラブルが多く見られます。



契約前によく考えて!

カモにならないために…

- ネット上の「お得」「今がチャンス」などの広告を安易に信用しない。
- 「お試し」で割引価格をうたう広告は、定期購入が条件になっていないか、契約内容を**最終確認画面**でよく確認する。
- 解約や返品条件は、注文前に必ず確認する。
- 通信販売はクーリング・オフができない。